

別表

| | |
|--------|---|
| 事業名 | 強くしなやかな食品産業づくり事業 |
| 事業区分 | しまね中核的食品製造企業育成事業 |
| 事業の目的 | <ul style="list-style-type: none"> ・自ら販路拡大及び県産原材料調達額の拡大等のための計画を策定し、多様な市場ニーズに応える迅速かつ的確な商品開発等を行うことのできる事業者を育成する。 ・さらに、上記の取組を推進することで、農林漁業者の生産拡大等の波及効果をもたらし、地域経済を牽引することのできる中核的事業者を育成する。 |
| 補助対象事業 | <p>県産原材料の調達を増大し、販路拡大を推進するために事業実施主体が行う次の取組を支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ・原材料等の県内取引の拡大、商品開発・改良、技術導入、販路開拓・拡大等に関すること。 ・製造体制の効率化・強化、衛生管理向上等のための施設又は機器の整備、改修等に関すること。 |
| 事業の要件 | <ul style="list-style-type: none"> ・補助事業実施の効果として、補助事業実施年度から起算して5年度以内の期間における事業実施主体による県産原材料の調達額が、補助事業実施年度の前年度に比べ、最大となる年度において10,000千円以上増加することが見込まれるものであること。ただし、年度当たりの調達額の増加額が最大で10,000千円に達しないと見込まれる場合（最大で3,000千円以上となると見込まれる場合に限る。）にあっても、補助事業の対象とすることを可能とするが、その場合における補助上限額は、当該年度当たりの最大の増加見込み額とする。 ・当該調達額の算出に当たっては、事業実施主体自ら及び事業実施主体若しくは事業実施主体の役員がその役員となっている法人又は団体からの調達に係るものを除くものとする。 ・事業実施主体自らが支援機関又は専門家のアドバイスにより県産原材料調達額及び販路の拡大等に係る計画（様式第2号のとおり。）を策定し、かつ、その計画を実行できるものとみなされるものであること。 ・第4条に規定する支援機関等による支援が適切に行われるものであること。 |
| 補助対象経費 | <p>【ソフト事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・報償費（謝金） ・旅費 ・材料費及び消耗品費 ・印刷費 ・広報費 ・デザイン費 ・委託料（商品開発委託等。事業費の1/2を上限とする。） ・郵送費 ・使用料及び借上（リース・レンタル）料 ※事業年度内に係るものに限る ・展示会等出展料 ・分析・検査費 <p>【ハード事業】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・工事請負費 ・建築設計費 ・機器購入費 ・備品購入費 ・修繕費（製造所の建物本体又は機器の修繕に係る経費） ・その他知事が必要と認めるもの |

| | |
|------------|--|
| 補助対象としない経費 | <ul style="list-style-type: none"> ・ 現に実施し、又は既に終了した事業に係る経費 ・ 交付決定日より前に発注、購入、契約をしたものに係る経費 ・ 人件費 ・ パッケージの印刷等商品の一部となるものに係る経費 ・ 用地の買収又は貸借に要する経費 ・ 既存施設の取壊し及び撤去に係る経費 ・ 食料品及び飲料の製造、流通、販売等のために必要となる施設の建物外における地盤工事等の外構工事（水道管等に近接しており、施設の付帯設備として一体的に整備する給排水設備等は除く）、緑地帯、囲障、駐車場、構内道路の舗装等に係る経費 ・ 代金支払時の金融機関への振込手数料 ・ 国又は県の他の補助金等（これらを財源とする市町村その他の団体の補助金等を含む。）の交付を受けている経費 ・ 上記のほか、公的な資金の用途として社会通念上、不適切と認められる経費 |
| 事業実施主体 | <p>食品等製造事業者のうち、次の要件をすべて満たすもの</p> <ol style="list-style-type: none"> (1) 中小企業基本法第2条第1項に規定する中小企業者であること。 (2) 島根県内に主たる事業所又は工場を有すること。 (3) みなし大企業（※1）でないこと。 (4) 島根県税の滞納がないこと。 (5) 暴力団等の反社会的勢力との関係を有しないこと。 (6) 公序良俗に反する活動を行う、又は行う恐れがあるものでないこと。 <p>※1 みなし大企業</p> <p>発行済株式の総数又は出資価格の総額の2分の1以上を同一の大企業（中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社及び投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合を除く。）が所有している中小企業者、発行済株式の総数若しくは出資価格の総額の3分の2以上を大企業が所有している中小企業者又は大企業の役員若しくは職員を兼ねている者が役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者をいう。</p> |
| 補助率 | 1 / 2 以内 |
| 補助上限額 | 1 事業当たり 10,000 千円 ただし、事業の要件欄のただし書に該当する場合は、当該ただし書に定める額 |
| 補助下限額 | 1 事業当たり 1,000 千円 |